

一般者社団法人測位航法学会 費用弁済規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人測位航法学会（以下、本学会という）における費用弁済として、役員、会員の公務による出張旅費、会議出席時の交通費について定める。

(出張旅費)

第2条 役員・事務局員が公務で都外に出張する場合の出張旅費について定める。

- (1) 出張者は、出張先・目的・日程及び必要経費等を記入した出張申請書を事前に事務局に提出し、その承認は総務担当理事が行う。
- (2) 出張者は出張から戻った後、出張報告書に領収書等を添えて旅費の精算を行う。決裁は総務担当理事が行う。
- (3) 旅費は交通費、宿泊費及び現地必要経費とする。
- (4) 交通費は適切な順路によるものとするが、やむを得ない事由がある場合は、実際に要した交通費とする。
- (5) 海外出張の必要がある場合は、理事会での協議事項とする。

(会議出席時の交通費)

第3条 理事会で公務として承認された会議に出席する場合は、以下の交通費を支給する。

- (1) 自宅から会場までの公共交通機関の料金

(2) 自家用車の場合は、走行距離に応じた燃料代及び駐車料金の実額

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。